

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：ジェンダー政策分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ジェンダー研究に関する分科会として、社会学委員会ジェンダー研究分科会、史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会、法学委員会ジェンダー法学分科会等が設置されているが、ジェンダー研究に関する分科会を構成するに至らない分野別委員会もある。しかし、そのような分野においてもジェンダーの視点が入ることの重要性は論を待たない。そこで、これまでは、社会学委員会の下に「複合領域ジェンダー分科会」を置き、各分野別のジェンダー関連分科会の連携の役割を果たすだけでなく、ジェンダー研究に関する分科会が置かれていない分野からも会員及び連携会員の参加を求めて幅広く審議を行ってきた。</p> <p>これに対して、このほど第一部附置の分科会として、人文・社会科学をはじめとする学術全体におけるジェンダー研究の社会的役割と課題について持続的に検討するとともに、とくに男女共同参画の健全な展開を実現すべく、学協会との連携を推進することをめざす「総合ジェンダー分科会」が設置された。そこで、これまでの「複合領域ジェンダー分科会」の名称を「ジェンダー政策分科会」と改め、これまでと同様に各専門分野別分科会と有機的に連携しつつ、よりジェンダー政策の分析に特化した活動を実施することとしたい。</p>
4	審議事項	複合的な学術分野におけるジェンダー研究の連携に基づき、ジェンダー政策の分析をはじめ、ジェンダー研究の社会的貢献の可能性を検討する
5	設置期間	<p>時限設置</p> <p>常設</p>
6	備考	